

(7) 区立保育園の民営化・改築について

区立保育園の民営化

板橋区では、老朽化した区立保育園の再整備を進め、保育環境の向上を図る必要があることから、「公立保育所の再整備方針」を策定しています。

公立保育所の再整備にあたっては、「板橋区公立保育所のあり方について」における「今後の民営化方針」に基づき、民間活力による民営化を優先して検討を進めます。民営化対象園の選定は、施設の老朽化、地域の保育需要、代替地の確保などの視点を踏まえて検討します。この再整備方針に基づき、民営化準備に着手する区立保育園を下記のとおり決定しております。民営化対象園の区立保育園については、在園中に民営化により保育園の実施主体が変更となり、区立から私立に移行します。あらかじめご了承のうえ、お申込みください。また、現在予定されていない園でも、併設している建物の建て替え計画等により民営化する可能性があります。

民営化対象園

民営化の対象として公表している園（令和7年7月1日現在）

施設名	築年数	民営化実施年	移転予定先
向台保育園	築 60 年	未定	未定
みなみ保育園	築 58 年	未定	未定
中板橋保育園	築 56 年	未定	未定
大谷口保育園	築 33 年	未定	未定
赤塚保育園	築 33 年	未定	未定
小桜保育園	築 24 年	未定	未定
新河岸保育園	築 54 年	未定	未定
ときわ台保育園	築 57 年	未定	未定
西台保育園	築 51 年	未定	未定

民営化の進め方

民営化は「公立保育所の民営化ガイドライン」の基本的な進め方に沿って行います。

- (1) 民営化対象園の発表から移行までは準備期間を設け、保護者への情報提供と協議を行いながら、信頼関係の下に進めていきます。
- (2) 既に入園している児童の保育環境（保育内容・行事等）に配慮し、基本的に急激な変更を行わないよう進めていきます。
- (3) 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定します。
- (4) 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障がないよう配慮し移行します。
- (5) 民営化後も保護者・事業者・区の三者で協議する場を設置し、また、移管先事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていきます。

民営化の基本的なスケジュール

